

建 議 書

昭和29年1月11日
社会保障制度審議会

伝えられる政府の昭和29年度予算編成に当っては、社会保障に対する国の負担は、全面的に圧縮されようとしているが、本審議会は、わが国社会保障制度の現状並びに現下の諸情勢にかんがみ、社会保障費に対する国庫負担の縮減には賛同しがたいものである。

すなわち、戦後わが国の社会保障制度は、漸次発達しつつありとはいえ、なお極めて不満足な状況におかれているのであって、本審議会は、かねてからその拡充を要請しているところである。しかも現下諸般の社会経済情勢は、今後ますます社会保障制度

の強化を必要とする趨勢におかれているのであって、かかる時、その国庫の負担金を低減し、社会保障費の減額を来すことは、徒らに社会不安を招来するおそれがある。

右にかんがみ、本審議会は昭和29年度予算編成に関しては、社会保障費に対する国庫負担は、少くとも現行の基準を確保するとともに、今後の情勢に対処して社会保障制度を整備するため、社会保障制度審議会の拡充すべきものとする。

右社会保障制度審議会設置法第2条第1項の規定により、建議する。